

寒河江市立新中学校施設整備基本構想・基本計画等策定支援業務
条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、下記の業務について条件付き一般競争入札を行う。

令和6年4月11日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 寒河江市立新中学校施設整備基本構想・基本計画等策定支援業務
- (2) 業務の場所 寒河江市内
- (3) 業務の内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所 1階 議会第3・4会議室
- (2) 入札日時 令和6年4月23日（火） 午前10時00分開始

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に業種「都市計画及び地方計画」で掲載されている者であること。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年告示第19号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県内に本社・本店または入札・契約に関する権限を委任された支店・営業所等を有する者であること。
- (5) 平成26年度以降において、国又は地方公共団体との間に、同種業務又は類似業務に関する契約の履行を完了した実績があること。

同種業務とは、学校施設又は公共施設の基本構想又は基本計画策定又は策定支援業務とする。

類似業務とは、学校施設又は公共施設長寿命化計画等の策定又は策定支援業務とする。

※履行実績の有無は、事業者単位で判定する。当該事業者の本市入札参加資格者名簿の登録が本社・本店であるか支店・営業所等であるかは問わない。

※公共施設とは、建築物が含まれる施設を対象として、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園を除くものとする。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号。以下「暴対法」という。）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 法人の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(9) 暴力団（暴対法第2条第2号）又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる法人でないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市教育委員会 学校教育課 学校再編整備室 学校再編整備係

電話番号 0237-85-1507（直通）

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

(1) 受付期間 令和6年4月11日から令和6年4月16日まで（市の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後4時。）まで

(3) 受付場所 寒河江市教育委員会 学校教育課 学校再編整備室 学校再編整備係

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市設計業務等委託契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

(1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

(2) 詳細については入札説明書による。